

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和2年5月25日現在

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、以下のいずれかに該当する外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしています（注1）。

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。）が再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した場合であっても、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので（注2、3），上陸拒否の対象地域への渡航を控えていただくようお願いします。

特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の各措置により上陸が拒否されることはありません。

- 上陸の申請日前14日以内に以下の国・地域における滞在歴がある外国人
 - ・ アジア：インド、インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ
 - ・ 大洋州：オーストラリア、ニュージーランド
 - ・ 北米：カナダ、米国
 - ・ 中南米：アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、コロンビア、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バハマ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ
 - ・ 欧州：アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、イスス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
 - ・ 中東：アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、iran、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン
 - ・ アフリカ：エジプト、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシ

- ペ、ジブチ、赤道ギニア、南アフリカ、モーリシャス、モロッコ
- ※ 下線は、4月29日から追加された国（14か国）
 ※ 赤色は、5月16日から追加された国（13か国）
 ※ 青色は、5月27日午前0時（日本時間）から新たに追加される国（11か国）
- 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
 - 香港発船舶ウエスティンダムに乗船していた外国人

（注1）出入国管理及び難民認定法（抄）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三（略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 （略）

（注2）

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。）が再入国する場合は、以下のとおり、再入国許可により出国した日及び滞在歴のある地域により、特段の事情の有無を判断します。

- ① 4月2日までに再入国許可により出国した場合
 - 原則として、特段の事情があるものとします。
- ② 4月3日から4月28日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、4月29日から追加された14か国（表の下線の国）、5月16日から追加された13か国（表の赤色の国）又は5月27日から新たに追加される11か国（表の青色の国）に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - 他の上陸拒否対象地域（表の下線や赤色・青色の国以外の73か国・地域）にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ③ 4月29日から5月15日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、5月16日から追加された13か国（表の赤色の国）又は5月27日から新たに追加される11か国（表の青色の国）に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - 他の上陸拒否対象地域（表の赤色・青色の国以外の87か国・地域）にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ④ 5月16日から5月26日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、5月27日から新たに追加される11か国（表の青色の国）に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - 他の上陸拒否対象地域（表の青色の国以外の100か国・地域）にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ⑤ 5月27日以降に再入国許可により出国した場合
 - 原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。

（注3）

注2で上陸を許可する場合以外にも、特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可する場合もあります。

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審査課

電話：（代表）03-3580-4111（内線2796）